

「特定活動」在留資格への変更審査が厳格化

2024年10月1日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

出入国在留管理庁は9月27日、「技能実習」の在留資格を持つミャンマー人が「特定活動」へ切り替える際の審査を、10月から厳格化すると発表しました。

ミャンマーは2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生したことを受け、情勢不安な状況下にあります。そのため2021年5月28日以降現在まで、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人については、日本政府は緊急避難措置として、在留や就労を認めています。

いわゆる「特定活動」と呼ばれる在留資格で、これまで「申請すれば受理される」と、日本で働く技能実習生や日本語学校の留学生らの中では有名で、「特定活動に切り替えれば月40万稼げる」「特定活動に切り替えたおかげで新しいスマホが買えた」などが、SNS上に掲載されたり、時には直接メッセージが届くケースもあります。それだけでなく、来日前からSNS上にて「とにかく、日本に入国さえすれば特定活動に切り替えて稼げる」というような情報が拡散されており、技能実習生らの失踪要因の一つと言われ、関係者らの間では長らく問題視されてきました。

2023年に失踪したミャンマー人技能実習生は、前年より約1,100人増の1,765人。うち1,739人が実習先などから失踪後にほとんどが特定活動に変更していました。

「特定活動」の在留資格は、「1年・就労可」と「6ヵ月・週28時間以内の就労可」の2種類で、取り扱いは自己の責めに帰すべき事情によるか否かにより異なっていますが、多くの場合は斡旋業者などの手引きにより「1年・就労可」を取得し、賃金の高い都市部の外食やコンビニなど技能実習に当てはまらない業種を中心に就労しており、仕事を掛け持ちする例なども多く見受けられています。

受け入れ企業にとっても、技能実習生制度や特定技能制度では定期的に政府へ受け入れ報告をする義務があり費用がかかるのに対して、「特定活動」の在留資格であれば、そういった費用はかからないので、あえて「特定活動」の在留資格を持つ人材を優先に採用する企業や派遣会社なども出ていました。

このように当該措置が誤用・濫用的に利用されている事例が散見されていることを踏まえて、2024年10月1日以降、在留資格「技能実習」で在留するミャンマー人のうち、技能実習を修了することなく、緊急避難措置に基づく「特定活動」の在留資格変更許可申請を希望する方の取扱いが変更され、審査が厳格化されることになりました。

以上